利用規約

TRIPORT 社会保険労務士法人（以下「当社」という。）が提供する「給与計算 BPO」（以下「本サービス」という。）の利用に関する条件を下記の通り定める。

第 1 条　定義

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）顧客

本規約に同意の上、本サービスの利用に関する契約（以下「本利用契約」という。）を締結した法人、団体、組合または個人をいう。

（2）本サイト

当社が本サービスを提供するために運営するウェブサイト全般をいう。

（3）登録情報

本サービスを利用する前提として登録することが求められる、当社が定める顧客に関する情報をいう。

（4）チャットツール

当社が指定するチャットツールサービス（原則として Chatwork）のことをいう。

第 2 条　本規約への同意

1. 本サービスを利用する場合は、本規約について同意したものとみなす。
2. 本利用契約は、本サービスの利用を希望する者が、登録情報を登録した上で、当社が指定する方法で申込みを行い、これを当社が受諾した時点で成立するものとする。本サービスの利用を希望する者が、当社の指定する方法で申込みを行った時点で、当該申込者は本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなす。
3. 本サービスにおいてガイドライン、個別利用契約等、本規約とは別の定め（以下「個別利用契約等」という。）がある場合、顧客は、本規約のほか個別利用契約等の定めにも従って本サービスを利用する。個別利用契約等において、本規約と異なる定めをした場合には、個別利用契約等の定めが本規約の定めに優先して適用されるものとする。
4. 顧客が、当社が本サービスと同様の名称で提供するサービス（例：「給与計算 BPO●●版」等）を利用する場合は、別途同サービスの利用規約への同意が必要となる。

第 3 条　規約の変更

1. 当社は、あらかじめ顧客の承諾を得ることなく、いつでも本規約の内容を変更することができるものとする。
2. 当社が本規約の内容を変更する場合、速やかに、その変更内容および変更後の規約の効力発生期日を顧客に第 4 条 1 項の規定する方法により通知するものとする。なお、本規約の変更は、顧客に通知した効

力発生期日までに通知する。

3. 本規約の内容を変更したことに起因して、顧客に損害および不利益が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わない。

第 4 条　通知

1. 当社は、本サービスに関連して顧客に通知をする場合には、本サイトへの掲示または本サービスに登録された顧客宛に、チャットツール上で通知・電子メールを送信・登録住所宛に文書等を郵送する方法など（以下「送信等」という。）、当社が適当と判断する方法で実施する。
2. 前項に定める方法により行われた通知は、通知内容が本サイトに掲示された時点、チャットツールでのメッセージ・電子メール・文書を発信した時点で、それぞれその効力を生じるものとする。
3. 当社が送信等をした場合において、顧客がチャットツール上でメッセージを確認しない、メール送信エラーが発生した、顧客の住所宛に文書が届かなかった等の事象が生じた場合には、これらが当社の過失に起因する場合を除き、当社からの通知は到達したものとみなす。

 この場合、顧客が当社に対し、新たな送信先または郵送先を通知するまでの間、当社は顧客宛ての送信等を停止することができるものとする。

 なお、送信等を停止したことにより、顧客に損害が生じたとしても当社は一切の責任を負わない。

第 5 条　サービス内容及び提供方法

1. 本サービスは、別表に記載の各種サービスについて、原則としてチャットツール等によりサービスを提供する。なお、直接訪問・対面によるサービス提供は行わない。
2. 本サービスの対応時間は平日 10 時～17 時とする。対応時間外の問い合わせ等については、翌対応時間にて対応するものとする。

第 6 条　契約期間及びプラン変更

契約開始日及び契約終了日については下記の通りとする。なお、契約期間満了日の 2 週間前までに当社が定める方法による継続停止手続きを行わない限り、契約期間は自動的に延長されるものとする。

＜契約開始日＞

第 2 条 2 項に規定する契約成立した日から起算して、次に到来する顧客の給与計算期間の初日とする。

＜契約終了日＞

契約開始日から起算して 2 年を経過する日の前日までとする。

第 7 条　利用料金および支払方法

1. 本サービスの利用料金は、契約開始日から発生し、毎月末を締め日とした月割り計算とする。
2. 利用料金は、口座振替・クレジットカードの方法により、当社指定の期日までに支払うものとし、いかなる場合であっても利用料金の返金はできない。

 なお、口座振替及びクレジットカードの手続きが完了するまでは、銀行振込（振込手数料は顧客負担と

する）にて支払うものとする。

3. 本サービスを利用するために必要となる通信費（顧客の書類を当社へ郵送する場合の郵送費等）、顧客のチャットツール利用料金等は、顧客の負担となる。
4. 利用料金は、事後的に変更される場合がある。その場合の通知は、原則２ヶ月前までに行うものとする。
5. 本サービスの利用の有無にかかわらず、契約期間中は利用料金が発生する。
6. 本サービスでは、原則として領収書を発行しない。
7. オプションの契約または従量課金部分の数量増減に伴う利用料金の変動については、当該変動が生じた給与計算期間の納品物が納品された日の属する月の利用料金から、新たに計算された利用料金に変更されるものとする。
8. 前項にかかわらず、契約後初めての給与計算対象となる期間については、付帯するオプション及び従量課金部分の数量について、その実態が申込内容と相違する場合には、当該申込内容にかかわらず実際に計算対象となった人数及び実際に適用されたオプションに基づいて、当該期間の利用料金を算定するものとする。

第８条　登録情報の変更

顧客の登録情報に変更が生じた場合には、顧客は当社が指定する方法により速やかに届出を行うものとする。登録情報の変更に関する届出がされなかったことにより顧客に損害が生じた場合については、当社は一切の責任を負わないものとする。

第９条　禁止行為

顧客は、本サービスの利用に当たり、以下の行為を行ってはならない。

（1）　当社に対して虚偽の申告をする行為（他人に成りすます行為を含む。）
（2）　本サービスを本サービスの利用以外の目的のために使用する行為、または利用様態を超えて利用する行為（複製、翻訳、翻案、送信、転載、改変、販売、配布、再使用許諾、公衆送信（送信可能化を含む。）、貸与、譲渡、リースなどの行為を含む。）
（3）　当社もしくは第三者の財産（知的財産権を含む。）、プライバシー、名誉、信用、肖像またはパブリシティーに係る権利、その他の権利・利益を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
（4）　前号以外で当社もしくは第三者の権利・利益を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
（5）　法令に違反し、もしくは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
（6）　コンピュータウィルスなどの有害なプログラムを使用し、もしくは送信する行為、またはそのおそれのある行為
（7）　前号に定めるものの他、不正アクセス行為等当社による業務の遂行、本サービスの実施もしくは当社の通信設備等に支障を及ぼし、またはそのおそれがあると当社が判断する行為
（8）　第三者のために本サービスを利用する行為その他自己利用以外の目的で本サービスを利用する行為
（9）　顧客（法人の場合は、法人の役員及び従業員、個人事業主の場合は、契約者本人及び従業員）以外の第三者が、本サービスの提供を行うチャットツール上に参加する行為

（10）本サービスの運営を妨げたり、信用を傷つけたりする行為
（11）犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく行為
（12）第三者に無断で当社資料を提供する行為
（13）その他、当社が不適切であると判断する行為

第 10 条　サービスの開始・中止・終了

1. 契約の成立について、当社の定める方法によってサービス利用申込みを受領し、当社所定の方法により利用を承認し、これをもって契約が成立するものとする。なお、当社は利用資格の承認をしたか否かにかかわらず、当社単独の判断により適宜利用資格の審査を行うことができるものとする。
なお、当該審査の結果、顧客が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みを承認せず、または承認を取り消し、利用資格を与えないこと（以下、「利用資格停止措置」という。）がある。当社は審査内容については開示しないものとし、顧客は当社の判断に対して異議を申し出ることはできない。また、利用資格停止措置等に起因して生じた損害について、当社は一切の責任を負わない。

（1）顧客が存在しない、または連絡先を有していない場合
（2）給与計算の締め日から支給日までの日数が 9 日以下の場合
（3）顧客の使用する勤怠・給与計算システムについて、当社が指定するシステム以外である場合
（4）申込みをした時点で、本規約の違反等により利用資格停止措置を受けており、または過去に利用資格停止措置を受けたことがある場合
（5）申込みの登録事項において、虚偽の記載があった場合
（6）顧客が、本規約上の義務を果たせないおそれがある場合
（7）顧客が、本規約に定める禁止事項に該当する行為を行ったことがある場合または行うおそれがある場合
（8）顧客が、未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続きが成年後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人の同意を得ていなかった場合
（9）顧客が第 22 条に規定する暴力団員等に該当することが判明した場合
（10）本サービスを含む当社提供サービスの利用料金の支払を怠っている、または過去に支払を怠ったことがある場合
（11）カード会社、立替代行業者等により顧客指定のカード、支払口座の利用が停止された場合
（12）手形または小切手の不渡りが発生した場合
（13）仮差押、差押、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始等の申立があった場合、または公租公課等の滞納処分を受けた場合
（14）前四号の他、顧客の信用状態に重大な変化が生じた場合
（15）顧客が 90 日以上にわたって所在不明または連絡不能となった場合
（16）解散または営業停止となった場合
（17）自らまたは第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行った場合
i. 暴力的な要求行為

ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為

iii. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

iv. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

v. その他、上記のいずれかに準ずる行為

（18）当社の同業他社様（社会保険労務士事務所、社会保険労務士法人、助成金・労務コンサルティング会社等）に該当すると当社が判断した場合

（19）その他、当社の業務の遂行上または技術上支障があると、当社が判断した場合

2. 当社は、次の各号に掲げる場合、事前に顧客に通知をしたうえで、当社の裁量により本サービスの一部もしくは全部の提供を中止または終了することができる。ただし、緊急・やむを得ない場合、もしくは中止・終了の内容が　　重大でない場合には、通知をすることなくこれらを実施する場合がある。

（1）本サービス提供にあたり必要なシステム等に障害が発生し、またはメンテナンス、保守等が必要となった場合

（2）チャットツール運営事業者がチャットツールの提供を中止するなど、当社以外の第三者の行為に起因して、本サービスの提供を行うことが困難になった場合

（3）非常事態（天災、戦争、テロ、暴動、騒乱、官の処分、労働争議等）の発生により、本サービスの提供が困難になった場合、または困難になる可能性のある場合

（4）法令規制、行政命令等により、本サービスの提供が困難になった場合

（5）その他、当社の責めに帰することができない事由により、当社が必要やむを得ないと判断した場合

3. 当社は、前項に基づいて本サービスを中止または終了したことにより顧客に損害が発生した場合でも、一切の責任を負わない。

第 11 条　顧客による本サービスの解約

1. 顧客は、契約更新日の２週間前までに申し出ることにより、本サービスを契約更新日に解約することができる。解約手続きは、当社所定の方法により行うこととし、当該解約手続きの完了をもって、本サービスの利用契約が終了する。この場合、顧客は自己の責任において、当社からの解約に関する通知を確認するものとする。個別サービスごとにサービスの利用を終了する場合は、個別サービスごとに定める解約手続きを行うものとする。

2. 顧客が第１項により本サービスを解約した場合でも、当社は、既に受領した利用料金の返金は行わない。

3. 顧客は、原則として契約期間中での途中解約はできない。

4. 前項の規定にかかわらず、契約期間中での途中解約を行う場合には、顧客は解約違約金として、直近月の利用料金の３か月分の金額を、解約日の属する月の月末までに支払うものとする。ただし、契約期間終了日までの月数が３か月に満たない場合には、直近月の利用料金に、契約期間終了日までの月数を乗じた金額を解約違約金とする。

第 12 条　債務不履行による契約解除

1. 第 7 条に定める支払期限までに利用料金の支払いがなく、かつ、当社からの催告に応じず支払期限から 1 ヶ月経過してもなお支払がない場合は、当社は本サービスの契約を解除する。
2. 当社はチャットツールまたは登録メールアドレス宛に前項の解除に関する通知を行う。契約の解除日は、当該通知を発した日とみなす。
3. 第 1 項に定める解除に伴い、顧客に生じた一切の損害については、当社は責任を負わない。
4. 第 1 項に定める解除が生じた場合、理由の如何を問わず、顧客は契約期間内に発生すると見込まれた残代金全額を、一括して解除日の属する月の月末までに支払うものとする。
5. 顧客が、第 2 項に定める解除日付から起算して 1 ヶ月を経過する時までに、その時点までに発生している利用料金の全額を支払った場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に基づき生じた解除の効力は第 2 項の時点に遡って消滅するものとする。ただし、契約解除日から前項における支払日までに顧客に生じた一切の損害については、当社は責任を負わない。

第 13 条　契約終了後の処理

1. 当社は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、本サービスによって得られた一切のデータを契約終了日以降消去できるものとする。
2. 前項により顧客に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わない。

第 14 条　権利

本サービスの契約締結前から顧客が権利を有していたものを除き、本サービスの提供に伴い当社および正当な権利者たる第三者（以下「当社ら」という。）が、顧客に提出した説明資料等（以下、「提出物」という。）に係る著作権その他一切の権利は当社らに属する。ただし、顧客は、顧客の業務上必要な限りにおいて、当社らの許諾を得ることなく提出物を利用することができる。

第 15 条　損害賠償・免責

1. 当社は、本サービスに関して顧客に生じた直接かつ通常の損害について、当社に故意または過失が認められる場合には、当該損害の直接の原因となったサービスについて、顧客から受領した直近 1 か月分の利用利金を上限としてその損害を賠償する責任を負うものとし、それ以外の損害については一切の責任を負わない。
2. 顧客は、本規約に違反することにより、または本サービスの利用に関して当社に損害を与えた場合、当社に対し当社に生じた直接かつ通常の損害を賠償する責任を負う。
3. 本サービスに関して顧客と第三者との間に紛争が生じた場合、顧客は自己の責任と費用で解決するものとし、当該紛争について当社は関与しない。また、本サービスに関して顧客と第三者との間に紛争が生じたことにより、当社が損害（弁護士費用を含む。）を被った場合、顧客がその損害を賠償する責任を負う。
4. 本サービスを通じて、顧客が当社に提供する情報については、すべて顧客の責任のもとで発信されるものとし、その完全性、正確性、確実性、有効性、安全性等につき、当社は一切の責任を負わない。

また当該情報に起因して顧客に損害が生じた場合については、当社は一切の責任を負わない。

第 16 条　委託

当社は、本サービスに関する業務の一部またはすべてを第三者に委託することが出来るものとする。

第 17 条　情報管理

1. 当社は、顧客から提供された一切の情報について、顧客の事前の同意を得ずに第三者に開示しない。ただし、次の各号の場合はこの限りではない。

（1）法令または公的機関からの要請を受け、要請に応じる必要を認めた場合

（2）顧客に利用料金を請求する目的で、決済システム会社、クレジット会社、銀行等に本サービスを利用している登録ユーザーの情報を預託する場合

（3）本サービス提供または機能向上もしくは改善のために必要な受託者、または代理人等に情報を開示する場合

（4）当社で連携したサービスを提供するために共同利用する場合

（5）本サービスを適切かつ円滑に運営するために、当社の提携企業と共同利用する場合

2. 前項にかかわらず、当社は、登録情報の属性集計・分析を行い、顧客が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」という。）を作成し、本サービスおよび当社のその他のサービスのために利用・開示することがある。

3. 当社は、登録情報の紛失、破壊、改鼠、漏洩等の危険に対して、合理的な最大限の安全対策を講じる。

第 18 条 秘密保持

顧客は、本サービスに関連して当社が顧客に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面等による承諾がある場合を除き、第三者に対し一切開示又は漏洩してはならない。

第 19 条　プライバシー

当社は顧客のプライバシーを尊重し、顧客のプライバシー情報および個人情報を、「TRIPORT グループプライバシーポリシー」に従って適切に取り扱う。

第 20 条 権利義務の譲渡禁止

顧客は、当社の事前の書面等による承諾を得ることなく、本利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡（合併、会社分割等による包括承継も含む。）し、または担保の目的に供してはならないものとする。

第 21 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項またはその一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に

効力を有するものとする。

第 22 条　暴力団等の反社会的勢力の排除

1. 顧客は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」と総称する。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（３）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（４）暴力団員等に対して暴力団員等であることを知りながら資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（５）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に批難されるべき関係を有すること。

2. 当社は、顧客が暴力団員等に所属もしくは該当する、または関与していると判断した場合、事前に通知等を行うことなく、利用サービスの使用停止の措置、解約を講じることがある。

3. 当社は本条に基づく顧客の違反による使用停止ならびに解約によって生じた損害について一切の義務および責任を負わない。

第 23 条　準拠法、管轄裁判所

本契約は、日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

2025 年 04 月 01 日　制定

別表（給与計算代行）

■本サービスの内容（本文第 5 条）

本サービスは、基本プラン及びオプションで構成されており、オプションについては、契約が必須または任意となるものがある。なお、契約期間中、各オプションについて個別に解約することはできない。

必須	サービス名	内容
○	基本料金	給与計算代行サービスを利用する場合の基本料金
○	状況整理／監査費用	顧客の労務帳簿類を確認し、既存の運用と就業規則等との整合性を確認し、随時システム設定の更新を行う
○	給与明細出力代行	毎月の給与計算確定後、給与明細を PDF またはデータ形式で出力し納品
	住民税振込データ作成	住民税納付用の FB データ作成
	給与振込データ作成	給与振込用の FB データ作成
	給与支払／控除一覧表の作成	毎月の給与計算確定後、支払・控除一覧をデータ形式で納品
	所得税徴収高合計表の作成	毎月の給与計算確定後、所得税納付の確認用としてデータ形式で納品
○	賃金台帳など台帳出力代行	毎月の給与計算確定後、賃金台帳を PDF またはデータ形式で納品
	退職者源泉徴収票の作成	退職者に関する源泉徴収票を PDF にて納品
	労働保険年度更新の書類作成・提出	労働保険の年度更新代行に関する書類作成・届け出を代行
	算定基礎届の作成・提出	社会保険の算定基礎届に関する書類作成・届け出を代行
	社会保険月額変更届のチェック・作成・届出	社会保険の随時改定に関して、月額変更の対象者を毎月確認し、提出の代行を行う
	賞与計算・賞与支払届の作成・提出	賞与計算及び賞与支払届の作成・届け出代行
	入退社に関する社会保険、雇用保険対応	入退社に伴い発生する社会保険・雇用保険の加入・喪失手続代行

	介護休業時に関する社会保険、雇用保険対応	介護休業給付金の対応等、介護休業に伴い発生する社会保険・雇用保険に関する手続代行
	育児休業時に関する社会保険、雇用保険対応	育児休業時における社会保険の免除の対応・育児休業給付金・出生時育児休業給付金等の手続代行
	36 協定書の作成・届出	36 協定の更新管理と届け出代行
○	有人チャット応答サービス	給与計算に伴う質問・相談・各種サポートをチャットツールにて対応
○	勤怠管理・給与計算システム初回設定代行費用	賃金規程等との整合性を担保する形で、勤怠管理・給与計算システムの初期設定を対応
○	勤怠管理・給与計算システム設定代行費用	従業員の入退社に伴う勤怠管理・給与計算システムへの反映対応
○	随時設定変更／運用管理費	賃金規程等の改定が発生した場合に、勤怠管理・給与計算システムに関する当該事実の反映対応
○	封書対応／紙媒体郵送費用	書類の物理的郵送が必須となる行政手続きに関する対応
	解約特例	本サービスの契約期間中において解約した場合であっても、本文第 11 条に規定する解約違約金が発生しない
	有人電話応答サービス	電話やオンラインでのお打ち合わせなど、チャットツール以外での対応
○	最低賃金チェック	毎年変更される最低賃金について、給与計算の対象者が適正金額となっているかを都度確認